

第 3 章 救助・救急、消火活動等に係る計画

1. 趣 旨

- (1) 南海トラフ地震による甚大な被害に対して、人命救助のために重要な 72 時間を考慮しつつ、被災都府県内の警察・消防機関は、発災直後から救助・救急、消火活動等に必要な部隊（以下「域内部隊」という。）を最大限動員するとともに、これらの活動の支援等のため、国土交通省は被災管内の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を最大限動員するものとする。さらに、国は、被害が甚大と見込まれる地域に対して、全国から最大勢力の応援部隊を可能な限り早く的確に投入する必要がある。
- (2) このため、被災都府県内で動員する警察・消防・国土交通省 TEC-FORCE の部隊（以下「域内部隊」という。）に加えて、全国からの「警察災害派遣隊」、「緊急消防援助隊」、「自衛隊の災害派遣部隊」及び「国土交通省 TEC-FORCE」（以下「広域応援部隊」という。）の初動期における派遣の方針と具体的な手順等を定める。

第 3 章 救助・救急、消火活動等に係る計画

1 趣 旨

- (1) 南海トラフ地震による甚大な被害に対して、人命救助を最優先に救助のために重要な 72 時間を考慮しつつ、発災直後から県内の警察・消防機関は、救助・救急、消火活動等（以下「救助活動等」という。）に必要な部隊を最大限動員し、甚大な被害が予想される沿岸市町に重点的に投入する。
- また、県災害対策本部は、国から派遣される応援部隊及びその活動を支援する国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の円滑な受入れを行うことが重要である。
- (2) このため、本計画では、県内の警察・消防機関及び県内の国土交通省 TEC-FORCE（以下「域内部隊」という。）の運用や全国からの「警察災害派遣隊」、「緊急消防援助隊」、「自衛隊の災害派遣部隊」及び「国土交通省 TEC-FORCE」（以下「広域応援部隊」という。）の初動期における運用及び受入れの方針並びにその具体的な手順等を定める。

2. 救助・救急、消火等に必要な部隊の動員の考え方

（１）域内部隊と広域応援部隊は、次に掲げる事項に関し、緊急災害対策本部による総合調整の下、緊密な連携を図りながら、救助・救急、消火活動等のほか、緊急輸送ルート確保のための活動（啓開・排水等）、医療活動、交通規制、避難生活支援等、国民の生命に直結する多岐にわたる災害応急対策活動に従事する。

- ① 被害情報
- ② 広域応援部隊の迅速な進出のための緊急輸送ルートの確保と必要に応じた交通規制の実施及びその情報共有
- ③ 交通途絶を想定した部隊投入方法の多重化、特に航空機を活用した投入
- ④ 部隊に対する優先的な燃料供給体制の確保、必要に応じた部隊間での相互協力
- ⑤ その後の地震活動や降雨による二次災害防止対策

2 救助活動等に係る部隊の動員の考え方

（１）南海トラフ地震発災初動において県災害対策本部は、人命救助を最優先として、平素の所管地域及び被害が大きいと判断される地域の状況を踏まえ、迅速な救助活動に任じ得る域内部隊及び県内在駐の自衛隊部隊の運用調整を最優先に行い、最大限の動員を行う。また、災害派遣・応援要請により来県する広域応援部隊の被災市町村への投入を域内部隊の状況及び今後の被害予測等を考察して計画・準備する。

（２）域内部隊と広域応援部隊は、次に掲げる事項に関し、県災害対策本部による総合調整の下、緊密な連携を図りながら、救助活動等のほか、緊急輸送ルート確保のための活動（啓開・排水等）、医療活動、交通規制、避難生活支援等、県民の生命に直結する多岐にわたる災害応急対策活動に従事する。

- ・ 被害情報
- ・ 広域応援部隊の迅速な進出のための緊急輸送地域ルートの確保と必要に応じた交通規制の実施及びその情報共有
- ・ 交通途絶を想定した部隊投入方法の多重化、特に航空機（回転翼機含む）及び艦船船舶を活用した投入
- ・ 部隊に対する優先的な燃料供給体制の確保、必要に応じた部隊間での相互協力
- ・ その後の地震活動や降雨による二次災害防止対策

（２）被災地域内の救助・救急、消火等要員の最大限の動員

- ① 被災地域に所在する警察・消防機関は、発災直後から、管内の被災地域に対して域内部隊を最大限動員して救助・救急、消火活動等に従事する。（各都道府県の職員数は別表 3－1 のとおり。また、これらの活動の支援等のため国土交通省 TEC-FORCE は管内部隊を最大限動員して、災害応急対策活動に従事する。

別表 3－1 都道府県別の被害規模と警察及び消防機関の体制

都道府県名	重点受援県	被害想定				警察部隊・消防部隊		
		①死者数 (中央値)	②自力脱出 困難者数 (中央値)	①＋②	被害規模 の目安	県警察官 の定員	消防職員 数	消防団員 数
宮崎県	○	15,500	10,800	26,300	概ね 1 割	2,034	1,248	13,674

注) 死者数、自力脱出困難者は、「南海トラフ巨大地震の被害想定について(第一次報告)」(平成24年8月)の各ケースの死者数、自力脱出困難者の中央値である。
注) 警察官の定員数は、令和5年4月時点。
注) 消防職員、消防団員数は、令和4年4月時点。

(2) 域内部隊の活動

- ① 県内の警察・消防機関は、発災直後から所管内の被災地域に対して必要な部隊を最大限投入して救助活動等に従事する。この際、国交省 TEC-FORCE と十分連携する。
- ② 県内の警察、消防機関の運用の基本的な考え方は以下のとおり。
- ア 県警は、発災直後から所管内での救助活動及び治安維持等に従事する。
また、機動隊は、最も甚大な被害が予想される宮崎市での運用を基本とするも、被害状況等の判明度に応じて機動的に運用する。状況に応じ、第 2 機動隊を編成して運用する。
- イ 県内消防機関は、発災直後から所管内の救助活動等に従事するが、所管内の被害が比較的小さい消防機関は、相互応援協定に基づき、甚大な被害が予測される沿岸市町の救助活動等への応援を行う。

【表 3－1 県内の消防団員及び消防職員数 (R6. 4. 1 現在)】

(単位: 人)

市町村名	消防団員	消防職員	
		職員数	本部等
宮崎市	2,309	360	宮崎市消防局
国富町	328		
綾町	200		
都城市	1,318	189	都城市消防局
三股町	170		
延岡市	1,545	168	延岡市消防本部
日南市	973	87	日南市消防本部
日向市	789	93	日向市消防本部
門川町	342		
諸塚村	108	—	—
椎葉村	269	—	—
美郷町	448	—	—
串間市	428	35	串間市消防本部
西都市	629	46	西都市消防本部
西米良村	149	—	—
高鍋町	227	101	宮崎県東児湯消防組合 消防本部
新富町	238		
木城町	131		
川南町	214		
都農町	287		
小林市	492	115	西諸広域行政 事務組合消防本部
高原町	161		
えびの市	323		
高千穂町	385	39	西臼杵広域行政 事務組合消防本部
日之影町	449		
五ヶ瀬町	286		
計	13,198	1,233	

(3) 広域応援部隊の派遣

- ① 一方、被災地域内の警察・消防機関の勢力に比して甚大な被害が想定される県（以下「重点受援県」という。）に対しては、全国からの広域応援部隊を迅速に投入する必要がある⁵。
- ② このため、具体計画では、被害想定（死者及び自力脱出困難者数）を踏まえ、南海トラフ巨大地震が発生した場合においては、重点受援県として静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県及び宮崎県の 10 県（以下「重点受援県 10 県」という。）を重点受援県として計画する。上記（2）記載の警察・消防機関のうち、重点受援県の 10 県における勢力（別表 3-1 に掲げる当該 10 県の職員数の合計）及び受援地方整備局等⁶（以下「受援地整等」という。）管内の国土交通省 TEC-FORCE の活動規模は以下のとおりであるが、これらに加え、全国からの広域応援部隊を派遣する。

警察： 約 36,700 人
 消防機関： 消防職員 約 25,700 人
 消防団員 約 135,100 人
 国土交通省 TEC-FORCE： 約 890 人⁷

- ③ また、先発地震が発生した場合においては、DIS⁸被害推計結果を基に都府県毎の被害量を推計し、実際の被害状況を踏まえ、緊急災害対策本部の調整の下、全国からの応援部隊を派遣する。
- ④ この際、3.（2）②に規定する先発地震重点受援県を除く推進地域を管轄する自衛隊の災害派遣部隊は当該管轄する推進地域における災害応急対策活動の状況に応じて応援を行う一方、先発地震重点受援県以外の重点受援県に所在する警察、消防の陸上部隊は、当該県における災害応急対策活動の状況の如何にかかわらず後発地震に備えるための業務が多く見込まれるため応援は行わないなど、各機関の特性を考慮する。
- ⑤ 2.（3）③により、全国からの応援部隊を派遣した後であっても、実際の被害状況や後発地震警戒措置の状況等を踏まえ、緊急災害対策本部の調整の下、撤退を含め柔軟な対応を行う。

⁵ 国土交通省 TEC-FORCE は、各地方ブロックの津波浸水面積、全壊棟数を踏まえ、重点受援県以外の地域にも投入する。

⁶ 中部・近畿・四国・九州の各整備局及び各運輸局、神戸運輸監理部、大阪航空局をいう。

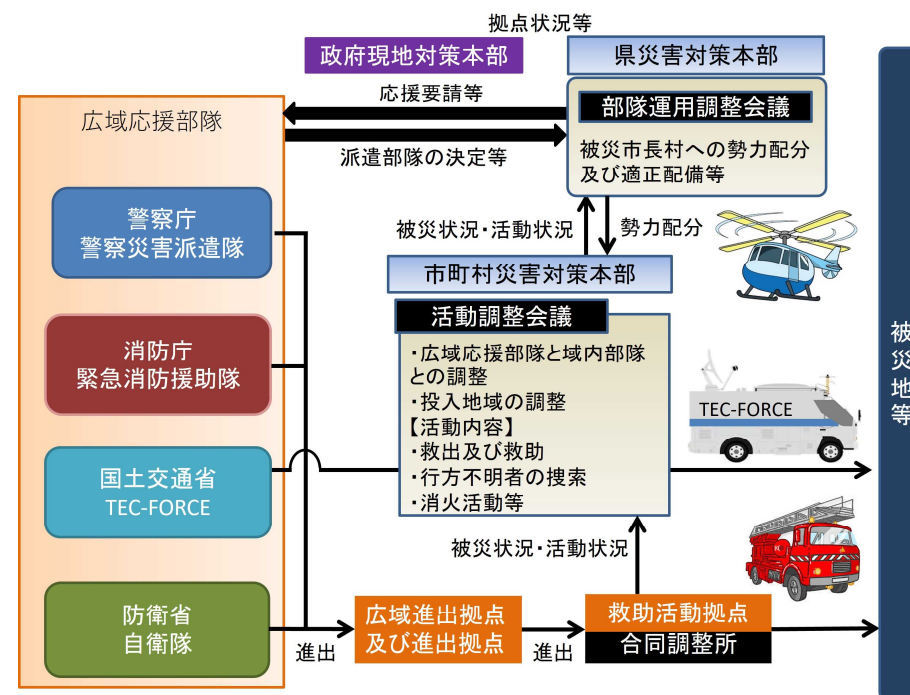
⁷ 国土交通省 TEC-FORCE の日最大派遣規模。

⁸ DIS（Disaster Information Systems）：地震防災情報システム

(3) 広域応援部隊との連携

- ① 本県は、域内部隊の勢力に比して甚大な被害が想定されており、具体計画では全国からの広域応援部隊の支援を受ける重点受援県 10 県として本県が指定されていることから、域内部隊と広域応援部隊は、緊密に連携して救助活動等にあたる。
 - ② 広域応援部隊の受援・運用に当たっての基本的な考え方は、以下のとおり
- ア 県及び被災市町村は、万全な受援体制を整えるとともに、総合調整の下、広域応援部隊の最も効果的な運用を図るものとする。
- イ 県災害対策本部は、広域応援部隊の運用調整に当たって、本部内の部隊運用調整所において調整するとともに、部隊運用調整会議において運用を決定する。
- この際、運用決定に当たっては、域内部隊の状況及び今後の被害状況の分析等を踏まえ、各被災市町村への投入勢力の配分を決定する。
- ウ 投入勢力の決定に伴い、部隊投入する被災市長村への連絡・調整を行うとともに、広域進入（進入）拠点及び活動拠点等の受入体制を準備しつつ、来県する広域応援部隊との行動を把握して迅速かつ円滑に救助活動等に移行できるよう準備する。

【図 3-1 広域応援部隊の受援・運用のための調整要領】



（４）活動のための体制確保

- ① 警察、消防及び自衛隊は、各々の特性、能力及び知見に応じて救助・救急、消火活動等を行う。この際、被災状況調査、道路啓開、湛水排除などを行う国土交通省 TEC-FORCE をはじめとする防災関係機関と積極的に連携・協力するものとする。
- ② 救助・救急、消火活動等に必要な資機材、燃料、食料等については、当該活動を実施する機関が調達し携行する自己完結型を原則とするほか、感染症が流行している状況下においては、各部隊において感染症拡大防止のため、隊員の健康管理の徹底等必要な対策を講ずるものとする。
- ③ 防災関係機関は、河川水、海水、下水処理水、農・工業用水等その他大都市地域に存在する水利を災害時に消火活動に利用できるよう、あらかじめ、施設管理者等と調整しておくものとする。
- ④ 救助・救急、消火活動等を行う機関は、高齢者、障害者等の要配慮者の迅速かつ円滑な救助等を行うため、地方公共団体等と連携した対応に努めるものとする。

（４）活動のための体制確保

- ① 県及び市町村は、広域応援部隊が災害時に消火活動に利用できるよう、活動に必要な水源を管理する施設管理者等との調整及び広域応援部隊への情報提供を行うものとする。
- ② 県及び市町村は、救助活動等を行う機関に対して迅速な救助が必要な高齢者及び障がい者等、要配慮者の情報提供等の必要な協力・支援を行うものとする。
- ③ 救助活動等を行う機関は、救助活動等に必要な資機材、燃料、食料等について、当該活動を実施する機関が調達して携行する自己完結型を原則とするほか、感染症が流行している状況下においては、各部隊において感染症拡大防止のため、隊員の健康管理の徹底等必要な対策を講ずるものとする。

3. 広域応援部隊の派遣先

(1) 被害想定を踏まえた派遣

- ① 警察庁、消防庁及び防衛省は、被害想定（死者数及び自力脱出困難者数）を踏まえ、各地域ブロックの被害規模⁹に応じて広域応援部隊を派遣することを想定する。
- ② この際、それぞれの省庁において、部隊の役割や被災地域内に所在する勢力も考慮して、部隊の所在する地域ブロックを越えて派遣することも含め、広域応援部隊の派遣先、派遣規模等を計画する。

地方		対象府県	被害規模の目安
中部地方	重点受援県	静岡県、愛知県、三重県	概ね 4 割
	それ以外	山梨県、長野県、岐阜県	
近畿地方	重点受援県	和歌山県	概ね 2 割
	それ以外	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県	
四国地方	重点受援県	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	概ね 3 割
九州地方	重点受援県	大分県、宮崎県	概ね 1 割
	それ以外	福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県	

⁹ 被害規模は、平成 24 年 8 月 29 日の対策検討 WG による南海トラフ巨大地震の被害想定（第一次報告）の死者数及び自力脱出困難者数について、都道府県毎に各ケースの中央値を抽出して合算し、地方毎に割合を算出したもの。

3 広域応援部隊の活動地域

(1) 県の被害想定等を踏まえた救助部隊の活動地域の想定

- ① 本県に派遣される広域応援部隊については、県の被害想定等における死者数及び自力脱出困難者数（要救助者数）から、表 3－2 のとおり活動地域を想定する。

【表 3－2 広域応援部隊の活動地域の想定】

単位：人

市町村名	想定ケース①				想定ケース②			
	①死者数	②要救助者数	計(①+②)	部隊人数	①死者数	②要救助者数	計(①+②)	部隊人数
宮崎市	2,100	11,000	13,100	2,264	2,000	10,000	12,000	2,239
都城市	60	150	210	36	60	150	210	39
延岡市	3,300	5,100	8,400	1,452	2,400	3,800	6,200	1,157
日南市	1,000	570	1,570	271	2,600	1,900	4,500	840
小林市	10	20	30	5	10	20	30	6
日向市	5,900	3,200	9,100	1,573	3,800	2,500	6,300	1,176
串間市	70	10	80	14	510	280	790	147
西都市	200	640	840	145	190	620	810	151
えびの市	20	40	60	10	20	30	50	9
三股町	10	30	40	7	10	20	30	6
高原町	－	－	－	－	－	－	－	－
国富町	70	190	260	45	70	180	250	47
綾町	20	50	70	12	20	60	80	15
高鍋町	400	1,000	1,400	242	310	820	1,130	211
新富町	250	490	740	128	200	510	710	132
西米良村	－	－	－	－	－	－	－	－
木城町	60	160	220	38	60	170	230	43
川南町	520	420	940	162	520	410	930	174
都農町	250	190	440	76	250	190	440	82
門川町	1,000	540	1,540	266	990	470	1,460	272
諸塚村	－	－	－	－	－	－	－	－
椎葉村	－	－	－	－	－	－	－	－
美郷町	10	10	20	3	10	10	20	4
高千穂町	－	－	－	－	－	－	－	－
日之影町	－	－	－	－	－	－	－	－
五ヶ瀬町	－	－	－	－	－	－	－	－
計	15,250	23,810	39,060	6,750	14,030	22,140	36,170	6,750

※死者数及び要救助者数は、県の被害想定等によるものであり、被害想定の前提となる「地震動・津波」について、県内に影響の大きい2つのケース(想定ケース①、想定ケース②)で被害が最大となる冬の深夜でのシーン設定での想定である。

(想定ケース①)
内閣府が設定した地震津波モデルを用いて、本県独自に再解析した地震動及び津波浸水想定に基づくケース。
(想定ケース②)
県独自に設定した地震津波モデルによる地震動及び津波浸水想定に基づくケース。

- ③ 国土交通省は、被害想定（津波浸水面積、全壊棟数）を踏まえ、各地域ブロックの被害規模に応じて国土交通省 TEC-FORCE を派遣することを想定し、深刻な被害が想定されるケースについて、国土交通省 TEC-FORCE 等の広域派遣先、派遣規模を計画する。

地方	被害規模の目安	
	中部地方の被害想定が最大となるケース ^{注1}	四国地方の被害想定が最大となるケース ^{注2}
中部地方	概ね 4 割	概ね 3 割
近畿地方	概ね 2 割	概ね 2 割
四国地方	概ね 3 割	概ね 4 割
九州地方	概ね 1 割	概ね 1 割

（注 1）中部地方の被害想定が大となるケースは、揺れによる被害が大となると想定される強震動生成域が最も陸域側の場所で発生するとともに、駿河湾から紀伊半島沖で大きなすべり（大すべり域・超大すべり域）が発生し、中部地方の津波高が他の地域に比べ高くなり、大きな被害が想定されるケース。

（注 2）四国地方の被害想定が大となるケースは、揺れによる被害が大となると想定される強震動生成域が最も陸域側の場所で発生するとともに、四国沖で大きなすべり（大すべり域・超大すべり域）が発生し、四国地方の津波高が他の地域に比べ高くなり、大きな被害が想定されるケース。

（2）発災後の情報収集に基づく計画の修正

- ① 南海トラフ巨大地震の場合、重点受援県 10 県が甚大な被害を受ける可能性が高いと見込まれているが、発災時には、具体計画を基礎としつつ、警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省は、実際の被害状況を踏まえ、緊急災害対策本部の調整の下、柔軟に対応する。
- ② 先発地震が発生した場合においては、被害想定を基礎としつつ、D I S被害推計結果を基に、都府県毎の被害量（死者数及び自力脱出困難者数）を推計の上、重点受援県を特定（以下「先発地震重点受援県」という。）し、先発地震重点受援県を含む地域ブロック毎の被害規模及び実際の被害状況を踏まえ、緊急災害対策本部の調整の下、柔軟に対応する。

- ② 南海トラフ地震発災後の域内部隊及び県内在駐の自衛隊の運用一案を提示するとともに、広域応援部隊の活動地域（投入市町村）を想定する。

【表 3-2-1 域内部隊の運用及び広域応援部隊の活動地域の一案】

No	市町村	域内部隊		県内自衛隊※2	広域応援部隊	
		宮崎県警	県内消防		警察・消防※1	自衛隊※2
1	延岡市	延岡署	延岡市消防 西臼杵消防の一部	—	◎	第42連隊 (北熊本)
2	日之影町	高千穂署	西臼杵消防	—	—	—
3	高千穂町					
4	五ヶ瀬町					
5	門川町	日向署	日向市消防	—	◎	第42連隊 (北熊本)
6	日向市			—	◎	西部方面特科隊 (湯布院)
7	美郷町		—	—	—	—
8	諸塚村					
9	椎葉村					
10	高鍋町	高鍋署	東児湯消防	—	◎	西部方面特科連隊 (湯布院)
11	都農町					
12	川南町					
13	新富町			第24連隊 (えびの)	—	—
14	木城町					
15	西都市					
16	西米良村		—	—		
17	宮崎市	宮崎北 宮崎南 本部機動隊 管区機動隊	宮崎市消防 西諸消防の一部	第43連隊 (都城)	◎	—
18	綾町	高岡署		—	—	—
19	国富町		第24連隊 (えびの)			
20	小林市	小林署	西諸消防	—		
21	高原町					
22	えびの市					
23	都城市	都城署	都城市消防	—		
24	三股町					
25	日南市	日南署	日南市消防 都城市消防の一部	—	◎	第12連隊 (国分)
26	串間市	串間署	串間市消防	—	◎	

※1の◎は、広域応援部隊の活動地域（投入市町）の想定を示す。

※2は、陸上自衛隊第 8 師団「南海トラフ地震対処計画」に基づく運用を提示

（2）発災後の情報収集に基づく部隊の活動地域の調整

県災害対策本部は、表 3-2 及び表 3-2-1 の活動地域の想定を基本に、収集した被災状況や広域応援部隊の派遣規模も踏まえ、部隊の活動地域を調整する。

（3）広域応援部隊の派遣手順

① 迅速な出動決定

ア 南海トラフ巨大地震によって被害が想定されない地域に所在する警察災害派遣隊及び緊急消防援助隊及び国土交通省 TEC-FORCE 並びに北海道・東北地方等に所在する自衛隊の災害派遣部隊は、直ちに出動する。

イ 南海トラフ巨大地震によって被害が想定されている地域の広域応援部隊については、発災後、被害が軽微である場合には早期に出動するものとし、一定の被害が生じている場合には、災害応急対策の状況に応じて出動するものとする。

② 進出手順

ア 出動する広域応援部隊は、被災地域に向かう一次的な進出目標である広域進出拠点に向けて進出を開始し、被災状況に応じて、重点受援県に進出するための進出拠点にできる限り速やかに進出する。

イ 警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省は、できる限り速やかに広域応援部隊を被災地に到達させるため、緊急災害対策本部の調整の下、進出経路や距離等を考慮して派遣先を決定する。

ウ 緊急災害対策本部は、発災後、広域応援部隊が進出するために使用する広域進出拠点及び進出拠点の情報を警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省から速やかに収集し、これらの拠点の所管省庁を通じて、使用に関する管理者の承諾を包括的に得るものとする。

③ 広域応援部隊の派遣規模¹⁰

ア 重点受援県 10 県以外の警察、消防の広域応援部隊がすべて出動可能な場合における派遣規模は以下のとおりである。

警察災害派遣隊 : 約 16,000 人¹¹

緊急消防援助隊 : 約 21,100 人／5,500 隊^{12, 13}

イ 自衛隊の災害派遣部隊（重点受援県に所在する部隊も含む。）の最大限の派遣規模は以下のとおりである。

自衛隊の災害派遣部隊 : 約 110,000 人

ウ 応援地方整備局等¹⁴管内の国土交通省 TEC-FORCE の最大限の派遣規模は以下のとおりである。国土交通省 TEC-FORCE : 約 1,360 人³

（3）広域応援部隊の受入

① 広域進出拠点及び進出拠点での初動対応

県災害対策本部は、発災後直ちに広域応援部隊が被災地域に向かう一次的な進出目標である広域進出拠点及び広域応援部隊が県に向かって進出するための進出拠点に拠点对応要員を派遣し、これらの拠点の被災状況を把握するとともに、政府現地対策本部に対して、その被災状況を提供する。

② 本県への広域応援部隊の派遣規模（推計値）

本県への広域応援部隊については、広域応援部隊の最大の派遣規模（本県を含めた重点受援県 10 県以外の広域応援部隊がすべて出動可能な場合における派遣規模：具体計画第 3 章 3－（3）－③）に、国の被害想定を踏まえ各地域ブロックの被害規模の目安（九州ブロック概ね 1 割：具体計画第 3 章 3－（1））を乗じ、警察庁、消防庁の部隊派遣の方針（具体計画第 3 章 7（1）、（2））を考慮し、次のとおり推計する。

なお、自衛隊の応援部隊については、陸上自衛隊第 8 師団からの情報提供による。

また、TEC-FORCE（国土交通省）の人数については、九州全域での日あたり最大派遣人数を記載しており、宮崎県内への派遣人数は被災の規模に応じる。

警察災害派遣隊（警察庁）：約 1,000 人

緊急消防援助隊（消防庁）：約 2,500 人（※）

陸上自衛隊（防衛省）：約 3,250 人

TEC-FORCE（国土交通省）：約 760 人

※ 緊急消防援助隊については、即時出動人数及び被害確認後出動人数の合計値が本県への派遣人数となる。令和 2 年 5 月の具体計画では、もともと、被害確認後出動人数は、応援（進出予定）先があらかじめ決定されていたが、令和 3 年 5 月の具体計画の見直しにより、被害状況等に応じて応援（進出予定）先が決定されることとなった。このため、今回算定した「2,500 人」については、令和 2 年 5 月時点の具体計画を参考に本県に派遣される人数を想定して算定したものであることに注意すること。

¹⁰ 派遣規模とは、被災地である重点受援県への派遣を予定している部隊の総数であり、ある特定の時点における活動規模を示すものではない。

¹¹ 域内の警察も含め、約 52,000 人態勢。

¹² 域内の消防職員も含め、約 46,700 人態勢。このほか、域内では消防団員約 135,000 人も対応。

¹³ 緊急消防援助隊の数値は重点受援県を除く 37 都道府県の緊急消防援助隊登録隊数（令和 4 年 4 月時点）の合計

¹⁴ 北海道開発局、東北・関東・北陸・中国の各地方整備局、北海道・東北・関東・北陸信越・中国の各運輸局、東京航空局をいう。

（４）発災時の情報共有

- ① 警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省は、発災後、第 1 章 3. に掲げるタイムラインに応じた目標行動を踏まえ、次の項目について、派遣部隊等の進出・活動状況をとりまとめ、緊急災害対策本部に報告する。
 - ア 出動部隊名、所在地
 - イ 人員数
 - ウ 出動時間
 - エ 派遣先
 - オ 進出・活動状況（広域進出拠点、進出拠点、救助活動拠点への到達状況）
- ② 緊急災害対策本部は、発災後その時点で判明している被害状況に基づき、警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省に対して、緊急輸送ルートの通行可否情報、燃料補給に関する情報その他広域応援部隊の派遣に必要な情報の提供を定期的に行い、必要に応じてそれぞれの派遣方針を集約・調整する。
- ③ 現地対策本部は、緊急災害対策本部が集約した所管区域への広域応援部隊の進出・活動状況を踏まえ、所管区域の都府県災害対策本部と連携しつつ、警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省に対して、部隊活動に必要な情報（被害状況、緊急輸送ルートの確保状況、航空機用救助活動拠点（４．（２）参照）及び海上輸送拠点の利用可否情報等）の情報提供を行い、必要に応じてそれぞれの派遣方針を集約・調整する。

（４）発災時の情報提供

- 県災害対策本部は、発災後、第 1 章 3 に掲げるタイムラインに応じた目標行動を踏まえ、広域応援部隊の進出・活動状況を把握するとともに、広域応援部隊の活動に必要な次の情報を政府現地対策本部に提供する。
- ・ 被害状況
 - ・ 緊急輸送地域ルート等の確保状況
 - ・ 広域進出拠点及び進出拠点の利用可否情報等
 - ・ 救助活動拠点の利用可否情報等
 - ・ 航空機用救助活動拠点及び海上輸送拠点の利用可否情報等

4. 広域応援部隊の活動に必要な拠点

(1) 部隊の進出のための拠点

① 広域進出拠点・進出拠点

- ア 発災後、各部隊が、3. に掲げる手順により重点受援県が属する被災地域に向かう一次的な進出目標を「広域進出拠点」、各部隊が受援都府県に向かって移動する際の目標となる場所を「進出拠点」という。
- イ 具体計画では、「広域進出拠点」及び重点受援県内の「進出拠点」を別表3-2のとおり定める。

別表3-2 「広域進出拠点(◎)」、重点受援県内の「進出拠点(○)」の一覧

都道府県	施設名称	所在地	アクセス	警察庁	消防庁	中核給油所	D M A T
福岡県	山田SA《下り線》	福岡県朝倉市	大分自動車道			●	○
	古賀SA《下り線》	福岡県古賀市	九州自動車道	◎		●	
熊本県	山江SA《下り線》	熊本県山江村	九州自動車道			●	○
大分県	大分スポーツ公園	大分県大分市	国道197号	○	○		○
	竹田市総合運動公園	大分県竹田市	国道502号		○		
	大貞総合運動公園	大分県中津市	国道10号		○		
	玖珠SA《下り線》	大分県玖珠町	大分自動車道	◎			
	大原グラウンド	大分県日田市	国道212号		○		
	別府湾SA《下り線》	大分県別府市	大分自動車道	○	◎	●	
	佐伯市総合運動公園	大分県佐伯市	東九州自動車道	○	○		
宮崎県	西階公園	宮崎県延岡市	宮崎県道241号	○	○		
	高千穂町総合公園	宮崎県高千穂町	国道218号		○		
	都城市公設地方卸売市場	宮崎県都城市	国道10号		○		
	霧島SA《下り線》	宮崎県小林市	宮崎自動車道	◎	◎	●	○
	川南PA	宮崎県川南町	東九州自動車道	◎		●	

- ウ 広域進出拠点及び進出拠点の管理者は、被災都府県と連携し、広域応援部隊による車両の駐車及び給油、隊員の休憩等の支援に特段の配慮を行う。
- エ 広域応援部隊は、発災時には、進出する広域進出拠点及び進出拠点について、その被災状況、利用状況に応じて柔軟に決定する。

4 広域応援部隊の活動に必要な拠点

(1) 部隊の進出のための拠点

① 広域進出拠点及び進出拠点

国が設定する広域進出拠点及び進出拠点については、表3-3のとおりである。

【表3-3 「広域進出拠点、進出拠点」の一覧】

拠点区分	施設名称	施設管理者名	所在地		備 考
			住所 (市町村)	住所 (区以下)	
広域進出 拠点	霧島SA(下り線)	NEXCO	小林市	大字細野	消防・警察・DMAT
	川南PA	NEXCO	川南町	大字川南	警察
進出拠点	西階公園	延岡市	延岡市	延岡市西階町1丁目3800番地	消防・警察
	高千穂町総合運動公園	高千穂町	高千穂町	大字三田井1498番地	消防
	都城市公設地方卸売市場	同左	都城市	志比田町5571番地1	消防
計		5か所			

ア 施設管理者の役割

広域進出拠点及び進出拠点の施設管理者は、県と連携して広域応援部隊による車両の駐車及び給油、隊員の休憩等の支援に特段の配慮を行う。

イ 拠点对応要員の役割

広域進出拠点及び進出拠点に派遣されている県拠点对応要員は、次の事項を行う。

- ・ 広域進出拠点及び進出拠点の利用可否情報の収集・伝達
- ・ 広域応援部隊の誘導・案内
- ・ 被災県の被害概要の伝達
- ・ 救助活動拠点及びそこまでのルートの伝達
- ・ 部隊活動地域（市町村）の伝達

② 陸路での進出が難航すると見込まれる地域へのアクセス

ア 南海トラフ巨大地震による津波により、発災後しばらくの間は、陸路による到達が難航すると見込まれる以下の市町村については、空路、海路によるアクセスも想定する。

イ なお、発災後しばらくの間は大津波警報・津波警報が解除されないこと、港湾や漁港内の漂流物・障害物の処理に時間を要することが想定されることから、ヘリ・航空機を活用した空からの救出救助・消火活動（部隊投入を含む。）を想定する。

ウ 下表は、モデル検討会が想定した津波浸水地域をもとに、陸路到達が難航すると見込まれる市町村を抽出したものであるが、落橋、液状化、土砂災害等による陸路到達難航地域については、地方公共団体において、そのアクセス方法を具体的に検討しておくべきである。

（表略）

③ 民間フェリーを活用した進出

ア 広域応援部隊進出のために民間フェリーの利用を想定する区間は以下のとおりである。

（表略）^{15 16}

イ 緊急災害対策本部は、警察庁、消防庁又は防衛省から緊急災害対策本部に要請があった場合には、国土交通省を通じて、速やかに広域応援部隊を輸送できるよう、必要なスペース確保等について、海上運送事業者と調整を行う¹⁷。

④ 民間航空機を活用した隊員の輸送

ア 広域応援部隊は、隊員の迅速な派遣のため、必要に応じて民間航空機を利用する可能性を想定する。

イ 緊急災害対策本部は、警察庁、消防庁又は防衛省からの要請があった場合、必要に応じ、国土交通省を通じて、民間航空会社への協力要請を行う。

② 陸路での進出が難航すると見込まれる地域へのアクセス

ア 県内において南海トラフ巨大地震による津波により、発災後しばらくの間は、陸路による到達が難航すると見込まれる地域（以下、「孤立地域」という。）については、空路によるアクセス及びヘリ・航空機を活用した空からの救出活動等（部隊投入を含む。）を想定する。

イ 部隊投入に当たっては、自衛隊、警察、消防の各機関が連携し、各機関の協同により、部隊投入を実施することも想定する。

¹⁵ 消防庁の数値は、令和 4 年 4 月時点の緊急消防援助隊登録隊数。

¹⁶ 那覇港から志布志港の活用には、RORO 船による車両の輸送を想定している。RORO 船については他の区間でも利用される場合が想定されるが、過去の活用実績等を踏まえ記載したもの。

¹⁷ 国土交通省 TEC-FORCE については、初動期における救助・救急、消火活動等の支援のために必要な道路啓開・湛水排除等を行う部隊を、警察、消防及び自衛隊の部隊とともに速やかに輸送できるよう調整を行う。また、これ以降においても、TEC-FORCE の輸送を継続するよう調整を行う。

（２）部隊の活動のための拠点

- ① 域内部隊及び広域応援部隊が、被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う拠点を「救助活動拠点」という。被災地方公共団体は、「救助活動拠点」をあらかじめ想定し、発災後には速やかに確保するものとする。
- ② 救助活動拠点のうち、
- ア 災害応急対策に活用する航空機が駐機、給油できる拠点
- イ 甚大な津波被害が想定される地域にて、大規模な空からの救助活動のために活用することが想定される拠点
- については、航空機用救助活動拠点として、発災後速やかに利用できるよう別表 3－3 のとおり候補地を明確化する。

別表3－3 航空機用活動拠点（候補地）

都道府県	施設名称	所在地	管理者	用途
宮崎県	日向市牧水公園交流施設	宮崎県日向市	日向市	空からの救出救助・消火活動等
	航空自衛隊新田原基地	宮崎県新富町	防衛省	航空機の駐機等
	清水台総合公園	宮崎県西都市	西都市	空からの救出救助・消火活動等
	宮崎空港	宮崎県宮崎市	国土交通省	航空機の駐機・給油等
	宮崎市生目の杜運動公園	宮崎県宮崎市	宮崎市	空からの救出救助・消火活動等

用途については、第3章4.（2）による分類に基づき、（ア）災害応急対策に活用する航空機が駐機、給油できる拠点については、「航空機の駐機・給油等」又は「航空機の駐機等」と、（イ）甚大な津波被害が想定される地域にて、大規模な空からの救助活動のために活用することが想定される拠点については、「空からの救出救助・消火活動等」と表記している。

（イ）に分類される航空機用救助活動拠点は、津波被害が甚大な地域において、都道府県が活動拠点候補地として計画している施設のうちから、大規模回転翼機が複数離発着でき、かつ、部隊の宿営、資機材の集積等が十分に行えるよう、概ね10ha以上の敷地面積を有するもの（周辺に10ha以上のものがない場合には、それ以下のものを含む。）から選定した。

（2） 部隊の活動のための拠点

域内部隊及び広域応援部隊が、被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う拠点を「救助活動拠点」という。県災害対策本部は、「救助活動拠点」をあらかじめ指定し、発災後には速やかに拠点を確保を行う。

① 県が指定する救助活動拠点

県が既に指定している後方支援拠点 1 4 箇所のうち、「3 (1) 県の被害想定等を踏まえた部隊の活動地域の想定」に基づき、表 3－4 の 9 か所を開設する。

【表 3－4 救助活動拠点一覧】

番号	施設名称	施設管理者	所在地		敷地面積 (㎡)	大型ヘリ (20t以上) の駐機	活動対象 市町村	部隊人数(人)	
			住所 (市町村)	住所(区以下)				ケース①	ケース②
1	西階公園	延岡市	延岡市	延岡市西階町1丁目3800番地	42,527	○	延岡市	1,452	1,157
2	日向市牧水公園交流施設	日向市	日向市	東郷町坪谷1267番地	78,839	△ (10～20t 駐機可)	日向市 門川町 美郷町	1,842	1,452
3	清水台総合公園	西都市	西都市	大字清水松本迫地内	90,000	○	西都市	145	151
4	県立農業大学校	宮崎県	高鍋町	大字持田5733	53,500	○	高鍋町 新富町 木城町 川南町 都農町	646	642
5	宮崎市生目の杜運動公園	宮崎市	宮崎市	大字跡江4461-1	135,100	○	宮崎市 国富町 綾町	2,321	2,301
6	都城市高城運動公園	都城市	都城市	高城町穂満坊2492番地	53,000	○	都城市 三股町	43	45
7	小林総合運動公園	小林市	小林市	南西方2085番地	51,260	○	小林市 えびの市	15	15
8	日南総合運動公園	日南市	日南市	大字殿所	46,600	○	日南市	271	840
9	串間市総合運動公園	串間市	串間市	大字西方9050	28,900	○	串間市	14	147
	計	9か所						6,749	6,750

※「大型ヘリの駐機」については、「平成25年度宮崎県代替拠点ヘリポート調査」の結果によるもの。
大型ヘリ(20t以上)：自衛隊CH-47クラス、10～20t：自衛隊SH-60・UH-60クラス、4～10t：海上保安庁・警察航空隊・消防航空隊等AW139・BK117

② 市町村が想定する救助活動拠点（県の救助活動拠点の代替拠点等）

県が指定する救助活動拠点が次の場合は、あらかじめ市町村が想定する場所を救助活動拠点とする。

- ・ 県が指定する救助活動拠点から被災地までの道路が通行不可の場合
- ・ 県が指定する救助活動拠点が被災して利用が困難な場合
- ・ その他、県災害対策本部が被災市町村と協議し、必要と判断した場合

また、市町村が想定する救助活動拠点が被災して利用が困難な場合は、市町村は、県災害対策本部と協議の上、直ちに代替拠点を確保するものとする。

市町村が想定する救助活動拠点におけるヘリポートについては、「平成 25 年度宮崎県代替拠点ヘリポート調査」に基づく候補地から選定する。

【表 3－5 市町村が想定する救助活動拠点】

区分	施設名称	施設管理者	所在地		敷地面積 (㎡)	区分	施設名称	施設管理者	所在地		敷地面積 (㎡)
			住所 (市町村)	住所(区以下)					住所 (市町村)	住所(区以下)	
沿岸市町	心の杜近隣公園	門川町	門川町	大字庵川2848番地	5,000	沿岸市町以外	高千穂町総合運動公園	高千穂町	高千穂町	大字三田井1498番地	55,300
	日向市東郷グラウンド	日向市	日向市	東郷町山陰丙1390番地	18,221		癒しの森運動公園	日之影町	日之影町	大字七折12125	19,500
	大玉谷運動公園	日向市	日向市	大字日知屋 12106 番地	19,000		五ヶ瀬町総合公園「G-パーク」	五ヶ瀬町	五ヶ瀬町	大字三ヶ所9223番地	19,500
	日向市岬グリーンパーク	日向市	日向市	大字日知屋 682 番地 148	335		諸塚村総合運動公園	諸塚村	諸塚村	大字家代3087番地 外	20,000
	華見公園	都農町	都農町	児湯郡都農町大字川北11798	26,400		椎葉村総合運動公園	椎葉村	椎葉村	大字下福良54-2	10,000
	川南町運動公園	川南町	川南町	大字平田2334番地1	22,611		西郷総合グラウンド	美郷町	美郷町	西郷田代1番地	11,462
	中央公園	高鍋町	高鍋町	大字上江8338	4,300		西米良村トレーニング施設	西米良村	西米良村	大字村所134-6	3,278
	めいりん公園	高鍋町	高鍋町	大字上江6884-1 外	4,467		コミュニティ多目的広場	木城町	木城町	大字椎木2170-1	5,000
	新富町多目的広場	新富町	新富町	大字三納代1451	10,000		西都原運動公園	西都市	西都市	大字三宅上の宮西地内	51,000
	清武総合運動公園	宮崎市	宮崎市	清武町今泉甲530	58,100		国富町運動公園	国富町	国富町	国富町大字本庄4884番地1 外	13,700
	生目の杜災害防災拠点(防災緑地)	宮崎市	宮崎市	大字柏原559番地1	25,000		綾町錦原運動公園	綾町	綾町	大字南俣2868	14,000
							旭ヶ丘運動公園	三股町	三股町	大字夢池5044-1	23,000
							高原町総合運動公園	高原町	高原町	大字西麓709-9 外	33,000
							えびの市文化センター	えびの市	えびの市	えびの市大字大明町2146-2	12,900
							計	23か所			

③ 救助活動拠点の指定

県災害対策本部は、部隊運用調整会議における被災市町村への勢力配分の決定に伴い、被災市町村及び救助活動機関と調整し、救助活動拠点の指定を行う。

この際、当初、県指定の救助活動拠点を優先的に指定するが、拠点の被害状況及び道路状況等により、利用困難な場合は、市町村が想定する救助活動拠点を指定する。

④ 救助活動拠点の準備

ア 救助活動拠点の決定に伴い、拠点が所在する市町村と連携して拠点对応要員を派遣する。

イ 拠点对応要員は、救助活動拠点の被災状況を把握するとともに、広域応援部隊へ以下の連絡事項等について伝達を行う。

- ・ 拠点内の生活関連施設（水道、便所等）の配置
- ・ 警察、消防、自衛隊が共同して拠点を使用する場合は、拠点内の使用区画
- ・ 拠点毎の担当部署への緊急連絡先

(3) 空からの救出活動等を行うための拠点

① 航空機用活動拠点

県は、災害応急対策に活用する航空機の駐機、給油できる拠点及び甚大な津波被害が想定される地域において大規模な空からの救助活動のために活用することが想定される拠点については、航空機用活動拠点として表3-6のとおり、候補地とする。

【表3-6 航空機用活動拠点（候補地）】

番号	施設名称	施設管理者名	所在地		航空機運用基盤
			住所 (市町村)	住所(区以下)	
1	西階運動公園	延岡市	延岡市	西階町1丁目3800番地	フォワードヘリベース
2	日向市牧水公園交流施設	日向市	日向市	東郷町坪谷1267番地	フォワードヘリベース
3	航空自衛隊新田原基地	防衛省	新富町	大字新田19581	ヘリベース(代替)
4	清水台総合公園	西都市	西都市	大字清水松本迫地内	フォワードヘリベース
5	宮崎市生目の杜運動公園	宮崎市	宮崎市	大字跡江4461-1	フォワードヘリベース
6	宮崎空港	国土交通省	宮崎市	赤江	ヘリベース
7	日南総合運動公園	日南市	日南市	大字殿所	フォワードヘリベース
8	都城市高城総合運動公園	都城市	都城市	高城町穂満坊2492	フォワードヘリベース
9	都城駐屯地	防衛省	都城市	久保原町1-12	ヘリベース(代替)
10	小林総合運動公園	小林市	小林市	南西方一の東	フォワードヘリベース
11	えびの駐屯地	防衛省	えびの市	大字大河平4455-1	ヘリベース(代替)

○ ヘリベース

災害の終始を通じて、ヘリコプター運用に関する指揮、駐機、給油及び宿泊等を行うことが可能な活動拠点

○ フォワードヘリベース

被災地近傍の飛行場外離着陸場等で、ヘリベースに都度帰投することなく航空活動を安全かつ効率的に継続することを目的として設置する離着陸、給油、人員の乗降、物資等の積み降ろしが可能な拠点

② 航空燃料の備蓄

県は、航空燃料の備蓄を表3-7のとおり行う。

【表3-7 航空燃料備蓄】

No.	地区	市町村名	名 称	所 在 地	備蓄燃料等
1	県北	延岡市	北川防災ステーション	延岡市北川町 長井字押伐2265	3,000ℓ (ドラム缶15本)
2	県央	高鍋町	東児湯消防組合消防本部	高鍋町大字上江4526	2,000ℓ (ドラム缶10本)
3	県北	椎葉村	尾向ヘリポート	椎葉村大字不土野 627番地18	1,000ℓ (ドラム缶5本)
4	県南	日南市	日南市防災公園ヘリポート	日南市大字星倉2208-3 防災公園ヘリポート内	2,000ℓ (ドラム缶10本)

5. 警察、消防、自衛隊及び国土交通省 TEC-FORCE の部隊間の活動調整と活動支援

（1）部隊間の活動調整

- ① 警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省は、部隊がそれぞれ連携を図りながら円滑かつ効果的に救助・救急、消火活動等を行えるよう、緊急災害対策本部、政府現地対策本部のほか、被災都府県及び被災市町村の災害対策本部において、活動調整会議等により、効果的な救助・救急、消火活動等に資する情報（救難情報¹⁸、要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、安全確保に資する情報、燃料補給の確保状況等）の共有や活動方針等の調整を行う。また、緊急災害対策本部及び現地対策本部は、災害応急対策活動の全般を把握して広域的に部隊及び資機材の再配分等が必要な場合において総合調整を行う。
- ② 災害現場で活動する警察、消防及び自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段、救難情報等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する国土交通省 TEC-FORCE 及び災害派遣医療チーム（DMA T）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。
- ③ 救助・救急、消火活動等に従事する実動部隊は、防災相互通信用無線などの現地における直接的な通信手段のほか、被災都府県・被災市町村の災害対策本部及び現地対策本部並びに実動部隊の合同調整所を通じて救難情報等の共有に努めるものとする。

（2）部隊の活動支援

- ① 緊急災害対策本部及び政府現地対策本部は、関係省庁等の協力を得て、部隊活動の安全確保のための専門的な助言等を行う体制を構築する。
- ② 国土交通省 TEC-FORCE は、部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言等を行う。

5 円滑な救助活動等を行うための各部隊間の活動調整

- (1) 県・市町村の災害対策本部は、救助部隊が連携を図りながら円滑かつ効果的に救助活動等を行えるよう救助関係機関の代表者と活動調整会議等（県は総合対策部内の部隊等運用調整所）において、効果的な救助活動等に資する情報（救難情報、要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、安全確保に資する情報、燃料補給の確保状況等）の共有及び部隊の勢力配分や適正配備に関する活動方針等の調整を行う。
- (2) 災害現場で活動する救助部隊は、必要に応じ、当該市町村災害対策本部又は現地に合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段、救難情報等について、部隊間の連絡共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。
また、災害現場で活動する国土交通省 TEC-FORCE 及び災害派遣医療チーム（DMA T）等とも、密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。
- (3) 救助・救急、消火活動等に従事する実動部隊は、防災相互通信用無線などの現地における直接的な通信手段のほか、県・市町村の災害対策本部及び実動部隊の合同調整所との連絡手段を確保し、救難情報等の共有に努めるものとする。

¹⁸ 家屋の下敷きになっている者がいる、孤立して救助を求めている者がいる等の救助が必要とされている状況に関する情報

6. 災害応急対策に活用する航空機及び艦船・船舶並びに災害対策用機械

（１）従事する活動及び規模

- ① 警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省及び国土交通省の調整により運用する航空機（回転翼機を含む。）は、それぞれの任務に応じて、情報収集活動、救助・救急、消火活動、輸送活動、医療活動等に従事する。
- ② 警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省及び国土交通省の調整により運用する艦船・船舶は、それぞれの任務に応じて、情報収集活動、救助活動、消火活動、輸送活動、船舶交通の規制等に従事する。
- ③ これらの活動における航空機、艦船・船舶の規模は、次のとおりである。

（単位：艦船・船舶は隻、航空機は機）

調整主体	航空機		艦船・船舶
	回転翼機	固定翼機	
警察庁	約 40	－	約 60
消防庁	約 40	－	約 10
海上保安庁	約 45	約 25	約 350
防衛省	約 220	約 120	約 65
（うち、大型回転翼機）	約 35		
国土交通省	9	－	43
合計	約 350	約 140	約 530

- ④ 国土交通省の排水ポンプ車、照明車、衛星通信車、衛星小型画像伝送装置（Ku-SAT）、対策本部車、待機支援車等の災害対策用機械は、それぞれの任務に応じて、情報収集活動、道路啓開活動、排水活動等に従事する。
- ⑤ これらの活動における災害対策用機械の規模は、以下のとおりである。災害対策用機械：約 565 台（大派遣規模）
うち排水ポンプ車約 220 台

（２）航空機の運用の考え方

① 重視する航空機の運用

ア 情報収集、人命救助のための航空機の運用

- （ア）被害状況が確認されていない地域（情報空白域）に対する情報収集
- （イ）陸路到達困難地域での空からの救出救助・消火活動のための航空機の配分
- （ウ）人命救助のための部隊の輸送及び D M A T 参集のための航空機の活用を重視する。

イ 医療搬送のための航空機の運用

- （ア）広域医療搬送のための航空機の活用を重視する。この際、傷病者の発生状況や S C U（航空搬送拠点臨時医療施設）への患者の搬送状況を踏まえた航空機の追加配分を行う。

6 災害応急対策に活用する航空機及び艦船・船舶

（１）航空機（回転翼機）の運用の考え方

① 重視する航空機の運用

県で運用する航空機（回転翼機）は、それぞれの任務に応じて、情報収集活動、救助・救急、消火活動、輸送活動、医療活動等に従事する。また、運用にあたっては、人命に関わる活動を最優先するとともに、効果的かつ最適な運用に努める。

ア 情報収集、人命救助のための航空機の運用

- ・ 被害状況が確認されていない地域（情報空白域）に対する情報収集
- ・ 陸路到達困難地域での空からの救出救助・消火活動のための航空機の配分
- ・ 人命救助のための部隊の輸送における航空機の活用を重視する。

イ 医療搬送のための航空機の運用

地域医療搬送のための航空機の活用を重視する。

② 航空機の運用調整

ア 県災害対策本部は、航空機を最も有効適切に活用するため、上記①に掲げる運用その他各種活動支援のための航空機及び無人航空機（ドローン）の運用に関しヘリコプター運用調整所を設置し、政府現地対策本部と連携して必要な調整を行う。

都道府県域を超えて国レベルでの航空機の運用を行う必要がある場合には、緊急災害対策本部又は政府現地対策本部が主体となって調整を行う。

イ 県災害対策本部は、救助・救急活動の円滑な実施のため必要があると判断した場合は、実動部隊と協議の上、行方不明者の捜索・救助を容易にするため、航空機、重機等による騒音の発生を禁止するサイレントタイムの設定を行うものとする。

この際、県災害対策本部は国土交通省に対し、航空機の当該空域の飛行自粛に関する航空情報（ノータム）の発出を要請し、同省はその旨の航空情報を発出する。また、県災害対策本部は、報道機関等の協力団体に対し必要な協力を広く要請する。

③ 航空機運用基盤の確保

ア 代替ヘリベースの確保

発災時に宮崎空港が被災することが想定されるため、県及び他都道府県から支援受けする回転翼機のヘリベースとなる宮崎空港の代替として新田原基地、都城駐屯地及びえびの駐屯地、状況により、霧島演習場を使用する。

ヘリベースの使用に当たっては、県のヘリコプター運用調整所において自衛隊の任務に支障のない範囲で受入機数及び使用時の支援等について必要な調整を行う。

② 航空機の運用調整

ア 被災都府県は、航空機を最も有効適切に活用するため、上記①に掲げる運用その他各種活動支援のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空運用調整班を設置し、現地対策本部と連携して必要な調整を行う。

イ 広域医療搬送や陸路到達困難地域での大規模な空からの救出救助・消火活動など、都道府県域を超えて国レベルでの航空機の運用を行う必要がある場合には、緊急災害対策本部又は現地対策本部が主体となって調整を行う。

この際、航空機運用総合調整システム（FOCS）を活用することにより、効率的かつ安全な運用を図るものとする。

ウ 緊急災害対策本部又は現地対策本部は、被災地空域に集中する航空機の安全を確保するため、必要に応じて、一定空域での飛行の注意喚起・自粛要請、指定飛行経路等の設定、航空交通情報の提供エリア等の調整を行う。

エ 現地対策本部又は被災都府県は、救助・救急活動の円滑な実施のため必要があると判断した場合は、実動部隊と協議の上、行方不明者の捜索・救助を容易にするため、航空機、重機等による騒音の発生を禁止するサイレントタイムの設定を行うものとする。この際、現地対策本部又は被災都府県は国土交通省に対し、航空機の当該空域の飛行自粛に関する航空情報（ノータム）の発出を要請し、同省はその旨の航空情報を発出する。また、現地対策本部又は被災都府県は、報道機関等の協力団体に対し必要な協力を広く要請する。

イ 航空燃料の確保

(ア) 自衛隊からの給油支援

宮崎空港の被災により、航空燃料の補給が困難になることから、県及び他都道府県から支援受けする回転翼機は、代替ヘリベースとして使用する新田原基地、都城駐屯地及びえびの駐屯地での航空燃料の給油支援を自衛隊の任務に支障のない範囲で受ける。

(イ) 県備蓄燃料の活用

県は、表3-7のとおり、県内4箇所に航空燃料の備蓄を行っており、発災時には、表3-8のとおり、2箇所のフォワードヘリベースに輸送して給油態勢を確保する。その他の備蓄燃料については、現保管場所において給油態勢を保持する。

【表3-8 備蓄燃料の輸送】

No.	地区	市町村名	備蓄施設	輸送先	輸送燃料等
1	県北	延岡市	北川防災ステーション	西階運動公園	3,000ℓ (ドラム缶15本)
2	県北	椎葉村	尾向ヘリポート	生目の杜運動公園	1,000ℓ (ドラム缶5本)

(ウ) 国の「重点継続給油」施設への登録

県は、国が重点的かつ継続的な燃料給油（重点継続給油）を行い、給油活動を維持すべき施設としての「航空機用活動拠点」に4箇所のヘリベース及び7箇所のフォワードヘリベースの施設を登録し、優先的な航空燃料の供給体制を確保する。

(エ) 航空燃料の取扱態勢の整備

発災時にフォワードヘリベースにおける迅速な給油態勢を図るため、平素から燃料の仮貯蔵・仮取扱い申請手続きを完了する。

（３）艦船・船舶の運用の考え方

① 重視する艦船・船舶の運用

ア 津波による漂流者の救助のための艦船・船舶の運用

（ア）漂流者の多数発生が予想される海域及び漂流者の状況が確認されていない海域（情報空白域）における海上捜索を重視する。

（イ）救助した漂流者のうちで、重傷等により早期に医療機関へ搬送し治療する必要がある患者に対応するため、DMA Tをはじめとする医療チームを要請・乗船させることについて考慮する。

イ 陸路での到達が困難な地域における艦船・船舶の運用

（ア）津波被害等により陸路での到達が困難な地域への海上からの人員・物資・資機材等の輸送を重視する。

ウ 消火活動のための艦船・船舶の運用

（ア）船舶火災及び沿岸で発生した火災で艦船・船舶からの消火が効果的なものを重視する。

エ 航路啓開活動のための艦船・船舶の運用

（ア）海上輸送拠点へアクセスする航路の啓開に係る活動を重視する。

オ 沿岸部の航空搬送拠点・SCUの補完

（ア）沿岸部の航空搬送拠点・SCUなどの至近に政府艦船を着岸又は洋上に停泊させ、DMA T等と連携して当該拠点の補完として活用することを考慮する。

② 艦船・船舶の運用調整

ア 被災都府県は、艦船・船舶を最も有効適切に活用するため、上記①に掲げる運用その他各種活動支援のため艦船・船舶の運用に関し、政府現地対策本部と連携して必要な調整を行う。

イ 国レベルでの艦船・船舶の運用を行う必要がある場合には、緊急災害対策本部が主体となって調整を行う。

（４）災害対策用機械の運用の考え方

① 重視する災害対策用機械の運用

ア 情報収集のための災害対策用機械の運用

（ア）被害状況が確認されていない地域（情報空白域）に対する情報収集を重視する。

イ 緊急輸送ルートを確認するための災害対策用機械の運用

（ア）緊急輸送ルートを確認するための道路啓開、排水活動を重視する。

ウ 排水活動のための災害対策用機械の運用

（ア）津波により深刻な浸水被害が発生した地域での排水活動を重視する。

エ 被災した地方公共団体支援のための災害対策用機械の運用

（ア）庁舎が被災した地方公共団体の通信機能の確保を重視する。

（２）艦船・船舶の運用の考え方

① 重視する艦船・船舶の運用

（ア）津波による漂流者の救助のための艦船・船舶の運用

- ・ 漂流者の多数発生が予想される海域及び漂流者の状況が確認されていない海域（情報空白域）における海上捜索を重視する。
- ・ 救助した漂流者のうちで、重傷等により早期に医療機関へ搬送し、治療する必要がある患者に対応するため、DMA Tをはじめとする医療チームを要請・乗船させることについて考慮する。

（イ）陸路での到達が困難な地域における艦船・船舶の運用

津波被害等により陸路での到達が困難な地域への海上からの人員・物資・資機材等の輸送を重視する。

（ウ）消火活動のための艦船・船舶の運用

船舶火災及び沿岸で発生した火災で艦船・船舶からの消火が効果的なものを重視する。

（エ）航路啓開活動のための艦船・船舶の運用

海上輸送拠点（細島港・宮崎港・内海港・油津港）へアクセスする航路の啓開に係る活動を重視する。

（オ）沿岸部の航空搬送拠点・SCUの補完

沿岸部の航空搬送拠点・SCU（航空自衛隊新田原基地、宮崎空港、九州保健福祉大学、日南総合運動公園）などの至近に政府艦船を着岸又は洋上に停泊させ、DMA T等と連携して当該拠点の補完として活用することを考慮する。

② 艦船・船舶の運用調整

県災害対策本部は、艦船・船舶を最も有効適切に活用するため、上記①に掲げる運用その他各種活動支援のため艦船・船舶の運用に関し、政府現地対策本部と連携して必要な調整を行う。

（３）災害対策用機械の運用の考え方

重視する災害対策用機械の運用

① 情報収集のための災害対策用機械の運用

被害状況が確認されていない地域（情報空白域）に対する情報収集を重視する。

② 緊急輸送ルートを確認するための災害対策用機械の運用

緊急輸送ルートを確認するための道路啓開、排水活動を重視する。

③ 排水活動のための災害対策用機械の運用

津波により深刻な浸水被害が発生した地域での排水活動を重視する。

④ 被災した地方公共団体支援のための災害対策用機械の運用

庁舎が被災した地方公共団体の通信機能の確保を重視する。

7. 警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省 TEC-FORGE の部隊派遣の方針

(1) 警察庁

① 活動内容

ア 警察が派遣する警察災害派遣隊は、情報収集、避難誘導、救出救助、検視、死体調査及び身元確認の支援、緊急交通路の確保及び緊急通行車両等の先導、行方不明者の搜索、治安維持、被災者等への情報伝達、被災地等における活動に必要な通信の確保等を行う。

② 部隊の運用

ア 警察は、警察庁調整の下、重点受援県に指定された 10 県警察を除く 37 都道府県警察について、南海トラフ地震発生後、管内の被害状況を確認し、部隊派遣が可能な場合には、直ちに広域進出拠点等に向けて部隊を出動させる。

イ 警察庁は、被災状況に応じて、各都道府県の警察災害派遣隊に対し、派遣先の都道府県を指示する。

ウ 警察災害派遣隊の派遣規模及び派遣先は以下のとおりであるが、被災状況に応じて、派遣先の決定を柔軟に行うものとする。

	部隊の所在地		規模 (人)	車両数 (台)	進出目標 (広域進出拠点)	派遣方面
	管区	道県				
想定上被害のない 18県	中国管区	鳥取県	約330人	約75台	古賀SA(福岡県古賀市)	九州方面
		島根県			高梁SA(岡山県高梁市)	四国方面
	九州管区	佐賀県	約440人	約100台	三木SA(兵庫県三木市)	近畿方面
					玖珠SA(大分県玖珠町)	九州方面
長崎県		霧島SA(宮崎県小林市)			四国	
	宮島SA(広島県廿日市市)	近畿方面				
南海トラフ地震 防災対策推進 地域を管轄する 19都府県	関東管区	茨城県	約10,900人	約2,750台	被災状況に応じて、被害が甚大な地域を中心に派遣先・規模を決定	
		千葉県				
		神奈川県				
		山梨県				
		長野県				
	警視庁	東京都				
	中部管区	岐阜県				
	近畿管区	滋賀県				
		京都府				
		大阪府				
		兵庫県				
		奈良県				
	中国管区	岡山県				
		広島県				
		山口県				
	九州管区	福岡県				
		熊本県				
鹿児島県						
沖縄県						

※九州地方に関係する部分のみを抜粋したもの。

7 警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省の部隊派遣と受援態勢

(1) 警察災害派遣隊（警察庁）

① 活動内容

警察が派遣する警察災害派遣隊は、情報収集、避難誘導、救出・救助、検視、死体調査及び身元確認の支援、緊急交通路の確保及び緊急通行車両等の先導、行方不明者の搜索、治安維持、被災者等への情報伝達、被災地等における活動に必要な通信の確保等を行う。

② 災害派遣隊の決定

警察庁は、宮崎県からの災害派遣要請に基づき、重点受援県に指定された 10 県警察を除く 37 都道府県警察の内、想定上、被害のない鳥取県、島根県、佐賀県及び長崎県の 4 県を九州、四国及び近畿への派遣方面を企図し、派遣方面等の被害状況に応じて宮崎県への災害派遣部隊を決定する。

また、警察庁は、南海トラフ地震防災対策推進地域を管轄する 19 都府県の内、九州管区の福岡県、熊本県、鹿児島県及び沖縄県について、派遣方面等の被災状況に応じて派遣先の決定を柔軟に行うとしている。

③ 県による部隊の受入

県災害対策本部は、本県に派遣される警察災害派遣隊の迅速かつ円滑な被災地への進出を図るため、広域進出拠点、進出拠点を速やかに開設するとともに、救助活動拠点を指定して拠点对応要員を配置する。また、警察庁と連携し、警察災害派遣隊に対して必要な情報の提供を行う。

ア 広域進出拠点及び進出拠点

県に派遣される警察災害派遣隊が使用する拠点は、表 3-9 のとおり

【表 3-9 警察災害派遣隊の広域進出拠点及び進出拠点】

県名	施設名称	所在地	アクセス	警察庁	中核給油所
宮崎県	西階公園	宮崎県延岡市	宮崎県道 241 号	○	
	霧島 SA《下り線》	宮崎県小林市	九州自動車道	◎	●
	川南 PA	宮崎県川南町	九州自動車道	◎	●

※ ◎：広域進出拠点 ○：進出拠点

イ 救助活動拠点の指定と準備

4 項(2)の③、④の記述に基づき、速やかに表 3-4、必要により、表 3-5 にある救助活動拠点を警察災害派遣隊に指定し、受入準備を行う。

エ 先発地震が発生した場合で、かつ南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、重点受援県 10 県のうち先発地震重点受援県を除く県に所在する陸上部隊は、①アに加えて、後発地震に備えるための業務を行うものとする。

(2) 消防庁

① 活動内容

ア 緊急消防援助隊は、情報収集、避難誘導、消火・延焼防止、人命救助、傷病者の応急処置・救急搬送等を行う。

② 部隊の運用

ア 即時出動する緊急消防援助隊

(ア) 消防庁は、被害が想定されない地域に属する 18 道県（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県、佐賀県、長崎県）について、即時、広域進出拠点に向けて緊急消防援助隊の出動を指示する。

(イ) これら即時出動を行う 18 道県の緊急消防援助隊の最大出動規模及び応援先等は、下表のとおりであるが、被害状況等に応じて、柔軟に対応するものとする。

＜即時出動する緊急消防援助隊の最大出動規模、応援先等＞

部隊の所在地		最大出動規模		進出目標		応援先
地域	都道府県	隊員数(人)		隊数(隊)	(広域進出拠点)	
中国地方	鳥取県	約190人	約450人	約120隊	高梁SA上り(岡山県高梁市)	愛媛県、高知県、大分県
	島根県	約270人			福山SA上り(広島県福山市)	徳島県、愛媛県、高知県、宮崎県
九州地方	佐賀県	約210人	約540人	約140隊	別府湾SA下り(大分県別府市)	大分県
	長崎県	約330人				宮崎県

※最大出動規模は、令和 4 年 4 月時点の緊急消防援助隊の登録隊数をベースにした数値。

イ 被害確認後に出動する緊急消防援助隊

(ア) 消防庁は、被害が想定される地域に属する都府県のうち重点受援県以外の 19 府県（茨城県、千葉県、神奈川県、山梨県、長野県、東京都、岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県）について、当該都道府県の被害状況を確認後、重点受援県への緊急消防援助隊の出動が可能な場合は、直ちに広域進出拠点に向けて緊急消防援助隊の出動を指示する。

(イ) これら被害確認後に出動を行う 19 府県の緊急消防援助隊の最大出動規模は、下表のとおりであるが、応援先については、被害状況等に応じて決定するものとする。

(2) 緊急消防援助隊（消防庁）

① 活動内容

緊急消防援助隊は、情報収集、避難誘導、消火・延焼防止、人命救助、傷病者の応急処置・救急搬送等を行う。

② 緊急消防援助隊の決定

ア 消防庁は、県の応援要請に基づき、被害が想定されない地域に属する 18 道県の内、長崎県（最大出動規模：約 330 人）の派遣を想定するとともに、島根県を応援候補として企図し、派遣方面等の被害状況等に応じて宮崎県への災害派遣部隊を決定する。

イ 消防庁は、被害が想定される地域に属する都府県のうち重点受援県以外の 19 府県の内、福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県の 4 県の応援を企図し、当該県の被害状況を確認後、派遣方面等の被害状況等に応じて宮崎県への災害派遣部隊を決定する。

③ 県による部隊の受入

県災害対策本部は、本県に派遣される緊急消防援助隊の迅速かつ円滑な被災地への進出を図るため、広域進出拠点、進出拠点を速やかに開設するとともに、救助活動拠点を指定し、拠点对応要員を配置する。また、消防庁と連携し、緊急消防援助隊に対して必要な情報の提供を行う。

県災害対策本部は、宮崎県緊急消防援助隊受援計画に基づき、受援及び指揮体制を確保するとともに、活動の調整を図ることとする。

ア 広域進出拠点及び進出拠点

県に派遣される緊急消防援助隊が使用する拠点は、表 3－9 のとおり

【表 3－10 緊急消防援助隊の広域進出拠点及び進出拠点】

都道府県	施設名称	所在地	アクセス	消防庁	中核給油所
宮崎県	西階公園	宮崎県延岡市	宮崎県道241号	○	
	高千穂町総合運動公園	宮崎県高千穂町	国道218号	○	
	都城市公設地方卸売市場	宮崎県都城市	国道10号	○	
	霧島SA《下り線》	宮崎県小林市	宮崎自動車道	◎	●

イ 救助活動拠点の指定と準備

4 項(2)の③、④の記述に基づき、速やかに表 3－4、必要により、表 3－5 にある救助活動拠点を緊急消防援助隊に指定し、受入準備を行う。

＜被害確認後に出動する緊急消防援助隊の最大出動規模、応援先等＞

部隊の所在地		最大出動規模		進出目標		応援先
地域	都道府県	隊員数(人)		隊数(隊)	(広域進出拠点)	
中国地方	岡山県	約510人	約1,540人	約410隊	吉備SA下り(岡山県岡山市)	被害状況 等に応じて 応援先を 決定
	広島県	約660人			小谷SA上り(広島県広島市)	
	山口県	約370人			壇ノ浦PA下り(山口県下関市)	
九州地方	福岡県	約790人	約1,610人	約430隊	別府湾SA下り(大分県別府市)	
	熊本県	約420人			霧島SA下り(宮崎県小林市)	
	鹿児島県	約390人				
沖縄県	沖縄県	約270人	約270人	約70隊		

※最大出動規模は、令和2年4月時点の緊急消防援助隊の登録隊数をベースにした数値。

ウ 重点受援県 10 県の陸上部隊

(ア) 先発地震が発生した場合で、かつ南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、重点受援県 10 県のうち、先発地震重点受援県を除く県に所在する陸上部隊は、①アに加えて、後発地震の備えとして住民の事前避難誘導等の業務を行うものとする。

③ 部隊の出動

ア 出動の指示を受けた各都道府県の緊急消防援助隊のうち、統合機動部隊¹⁹及び指揮支援部隊²⁰については、指示後約 1 時間以内で出動し、その他の隊は、出動準備が整い次第、直ちに出動するものとする。

¹⁹ 統合機動部隊とは、災害発生後、迅速に先遣出動し、後続する部隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うとともに、被災地において消防活動を緊急に行うことを任務とする隊をいう。

²⁰ 指揮支援部隊とは、ヘリコプター等で被災地（都道府県庁等）に赴き、災害に関する情報を収集し、消防庁長官及び都道府県の知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする隊をいう。

(3) 防衛省

① 活動内容

ア 自衛隊の災害派遣部隊は、情報収集、人命救助・捜索救助、消防及び水防活動、応急医療及び救護、緊急輸送、生活支援等を行う。

大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、防衛省・自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動は最優先で行いつつ、生活支援等については、自治体・関係省庁等の関係者との役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。さらに、被災直後の地方自治体は、混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。

② 北海道及び東北地方に所在する自衛隊の災害派遣部隊の運用

ア 防衛省は、南海トラフ地震発生後、速やかに広域進出拠点に向けて北海道及び東北地方に所在する自衛隊の災害派遣部隊を出動させる。

イ 北海道及び東北地方に所在する自衛隊の災害派遣部隊の派遣規模及び派遣先は以下のとおりである。

(表略)

③ 北海道及び東北地方以外に所在する自衛隊の災害派遣部隊の運用

ア 北海道及び東北地方以外に所在する自衛隊の災害派遣部隊は、地震発生後、速やかに被災状況を確認するとともに、救助活動等を実施する。

イ 被害が確認されなかった地域に所在する災害派遣部隊は、速やかに、被害が確認された地域に向けて進出し、救助活動等を実施する。

(3) 自衛隊（防衛省）

① 活動内容

自衛隊の災害派遣部隊は、情報収集、人命救助・捜索救助、消防及び水防活動、応急医療及び救護、緊急輸送、生活支援等を行う。

② 災害派遣部隊の運用

防衛省・自衛隊は、県の災害派遣要請により、「第 8 師団南海トラフ地震対処計画」に基づき、宮崎県に対して所要の災害派遣部隊を派遣するとともに、前方指揮所を宮崎県内に設置して調整を行う。

③ 県による部隊の受入

県災害対策本部は、計画に基づき、本県に派遣される災害派遣部隊の活動地域、部隊規模が概ね予測されることから、活動地域での活動を迅速かつ円滑に行えるよう救助活動拠点をあらかじめ指定し、受入のための拠点对応要員を配置する。

また、自衛隊と連携し、災害派遣部隊に対して必要な情報の提供を行う。

ア 救助活動拠点の事前指定

陸自災害派遣部隊に対して表 3－1 1 とおり、救助活動拠点を予定する。

【表 3－1 1 陸自災害派遣部隊の救助活動拠点】

番号	拠点名称	施設 管理者	所在地		使用部隊	活動地域	予備拠点
			住所 (市町村)	住所(区以下)			
1	西階運動公園	延岡市	延岡市	西階町1丁目3800番地	第42即応機動連隊 第8偵察隊 第8後方支援連隊等(DTn)	延岡市 門川町	北方総合運動公園
2	宮崎県立農業大学校	宮崎県	高鍋町	大字持田5733	西部方面特科連隊	日向市 高鍋町 新富町 川南町 都農町	清水台総合公園 牧水公園
3	西都原運動公園	西都市	西都市	三宅3539－26	第24普通科連隊	西都市 国富町 木城町	清水台総合公園
4	宮崎市清武総合運動公園	宮崎市	宮崎市	清武町今泉加納甲530	第43普通科連隊 第8高射特科大隊 第8後方支援連隊等(DTn)	宮崎市	宮崎市生目の杜運動公園
5	えびの駐屯地	えびの市	えびの市	大字大河平4455－1	第5地对艦ミサイル連隊 第8施設大隊	－	霧島演習場
6	日南総合運動公園	日南市	日南市	大字殿所	第12普通科連隊	日南市 串間市	串間市総合運動公園
計		6か所					

イ 救助活動拠点の指定と準備

4 項(2)の④の記述に基づき、速やかに受入準備を行う。

（４）国土交通省

① 活動内容

ア 国土交通省 TEC-FORCE は、人命救助を優先に、防災関係機関と連携して、被災地域内の救助・救急活動の支援等のため、被災状況の把握、緊急輸送ルートの確保（道路・航路の啓開）、施設・設備等の二次災害防止対策、緊急排水、被災地方公共団体の支援、緊急・代替輸送等に係る輸送支援、空港施設の復旧、応急復旧対策等の技術的指導等の災害応急対策活動を行う。

② 部隊の運用

- ア 発災直後は、受援地方整備局等（以下「受援地整等」という。）が中心となり、管内の被災した地域に対して最大限の国土交通省 TEC-FORCE を動員して、災害応急対策活動を開始する。
- イ 応援地方整備局等（以下「応援地整等」という。）の国土交通省 TEC-FORCE が到着した後は、受援地整等の災害対策本部長の指揮命令の下、受援地整等と応援地整等の国土交通省 TEC-FORCE が一体となって、被災地の災害応急対策活動を迅速に行う。
- ウ 国土交通省 TEC-FORCE の派遣規模及び派遣先は、以下のとおりであるが、被災状況に応じて、その規模や派遣先の決定を柔軟に行うものとする。

＜国土交通省 TEC-FORCE 隊員の大派遣規模、進出目標等＞

	部隊の所在地	最大派遣規模 (人)	進出目標 (広域進出拠点)	派遣予定先
応援地整等	北海道開発局	約 380 人	川島 PA(上り)(岐阜県各務原市)	中部地方整備局
			豊浜 SA(下り)(香川県観音寺市)	四国地方整備局
			美東 SA(下り)(山口県美弥市)	九州地方整備局
	北海道・東北・関東・北陸信越・中国運輸局 東京航空局	約 40 人	※応援運輸局は、受援運輸局に向け進出。東京航空局は被災した空港の役割・機能及び被災状況等を踏まえ、派遣する空港・規模を決定。	中国・近畿・四国・九州運輸局 神戸運輸管理部 大阪航空局
受援地整等	九州地方整備局	約 290 人	※被災状況に応じて、管内の被害が基大な地域を中心に派遣先・規模を決定。大阪航空局は、被災した空港の役割・機能及び被災状況等を踏まえ、派遣する空港・規模を決定。	
	中部・近畿・四国・九州運輸局 神戸運輸管理部 大阪航空局	約 50 人		

エ 先発地震が発生した場合で、かつ南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、重点受援県 10 県のうち、先発地震重点受援県を除く県を管轄する地方整備局等の部隊は、①アに加えて、後発地震発生後の迅速な災害応急対策活動に備えるものとする。

（４）TEC-FORCE（国土交通省）

① 活動内容

TEC-FORCE は、人命救助を優先に、防災関係機関と連携して被災地域内の救助・救急活動の支援等のため、被災状況の把握、緊急輸送ルートの確保（道路・航路の啓開）、施設・設備等の二次災害防止対策、緊急排水、被災地方公共団体の支援、緊急・代替輸送等に係る輸送支援、空港施設の復旧、応急復旧対策等の技術的指導等の災害応急対策活動を行う。

② 県による部隊の受入

県災害対策本部は、本県に派遣される TEC-FORCE の迅速かつ円滑な被災地への進出を図るため、宮崎県に進出する TEC-FORCE の進出拠点である「道の駅都城」（都城市）、「道の駅北川はゆま」（延岡市）及び「道の駅おおの」（大分県豊後大野市）から被災地へのルート情報を確認するとともに、国土交通省と連携し、必要な情報の交換を行う。

※留意事項

各拠点に派遣される人員及び災害対策用車両等については、国土交通省九州地方整備局が策定する南海トラフ地震における TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）活動計画「第 1 次計画」による。

8. 後発地震発生時の対応

（1）部隊の転用

- ① 先発地震の発災地へ移動中に後発地震が発生した場合は、実際の被害状況を踏まえ、緊急災害対策本部の調整の下、柔軟に対応する。
- ② 応援部隊が先発地震の被災地へ入った後に、後発地震が発生した場合は、実際の被害状況を踏まえ、緊急災害対策本部の調整の下、応援部隊を再編成の上、派遣する。
 - ア 後発地震の被災地への転用には時間を要するため、警察・消防は後発地震による被災都府県の勢力により当初の救命・救助活動を行う。
 - イ 自衛隊の災害派遣部隊は、後発地震の被災地域周辺の対応可能な勢力により初動対応を行うとともに、先発地震対応中（移動中の部隊を含む。）の一部の応援部隊を速やかに転用する。
 - ウ 海上保安庁は、後発地震発生管区の対応可能な勢力により初動対応を行い、先発地震対応中の一部の船艇・航空機を速やかに転用する。
 - エ 国土交通省 TEC-FORCE は、後発地震の発生に備えていた地方整備局等の部隊を中心に、災害応急対策活動を迅速に行う。

8 後発地震発生時の対応

県災害対策本部は、警察庁、消防庁、防衛省（自衛隊）、国土交通省のそれぞれが派遣する応援部隊が、先発地震の発災地へ移動中に後発地震が発生した場合や、応援部隊が先発地震の被災地へ入った後に、後発地震が発生した場合において、本県に派遣されるそれぞれの部隊の迅速かつ円滑な被災地への進出を図るため、緊急災害対策本部の調整の下、柔軟に対応する。